

令和2年2月27日

恵庭中学校の保護者 各位

恵庭市教育委員会教育長 穂積 邦彦

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての臨時休業について（お知らせ）

日頃から、当市の教育活動にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、北海道知事より、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、全道の学校に一律で休業を要請する考えが示されたことを受け、本日、北海道教育委員会教育長より、道内全ての小中学校を一定期間、臨時休業とするよう各市町村教育委員会あて要請があったところです。

つきましては、当市におきましても、教育委員会の判断により、下記の通り市内全ての小中学校について、本日を午前授業（給食あり）とし、本日午後より臨時休業とすることといたしましたので、お知らせいたします。

現在、市内において新型コロナウイルス感染症の発生はありませんが、感染症の発生・拡大を防ぐために重要な時期にあります。今回の臨時休業は、お子さんの感染のおそれができる限り小さくし、今後、安心して学校で活動していただくための措置となりますので、ご理解とご協力をいただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年2月27日（木）～令和2年3月4日（水）

2 臨時休業中の留意事項

(1) 引き続き、お子さんの体温を毎日朝晩計測し、健康観察をお願いします。

風邪などの症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさや息苦しきがある等の場合は、保健所等に相談してください。

（千歳保健所：電話 0123-23-3175）

(2) お子さんに対し、手洗い・うがい・咳エチケットの徹底や、不要不急の外出（特に、屋内に人が密集するような場所）を極力控えるように、ご家庭においてもご指導をお願いします。

以上

担当：恵庭市教育委員会 教育総務課 長濱  
TEL：0123-33-3131（内1625）  
FAX：0123-33-3137